

住宅用火災警報器を取り付けましょう

平成18年6月1日以前に建築した住宅は平成23年5月31日まで

火災発生をいち早く発見するために

住宅用火災警報器とは

毎年、全国で建物火災により1,000人を超える方が亡くなっています。その9割が住宅火災で発生し、死亡原因の7割が逃げ遅れによるものです。これは、住宅は火災の発見をしにくいためといえます。

火災をいち早く発見し、痛ましい事故を防ぐことを目的として、すべての住宅に「住宅用火災警報器」を設置することが条例で義務付けられています。平成18年6月1日以前に建てられた住宅は、平成23年5月31日までに、住宅用火災警報器を取り付けなければなりません。

まだ取り付けていない家庭は、家族の命を守るためにも早めに取付けをお願いします。

す。



火災の熱や煙を感知して警報を鳴らして火災を知らせるものです。

警報器の種類は電池式と家庭用電源式があり、火災とガス漏れを両方検知できる複合タイプもあります。

煙を感知するものを「煙式」、熱を感知するものを「熱式」といい、設置は「煙式」が基本です。また、火災警報器は、NSマーク付製品を推奨します。

NSマーク



購入方法や価格は

自分で取り付ける場合は、消防用品取扱店、電気店、ホームセンターなどで購入できます。

新築等の場合は、工務店に相談してください。

価格は1台5,000～10,000円程度です。(取り付け工事費別)

■煙式(寝室・階段など)
火災警報器が煙を感知すると音や音声で知らせます。

煙式・天井取付けタイプ



■熱式(台所・居室など)

火災警報器の周囲の温度が一定の温度に達すると音や音声で知らせます。

熱式・壁取付けタイプ



設置場所は

■取付けなければならない場所(左図の○印)

▽寝室

就寝中に火災を知るため

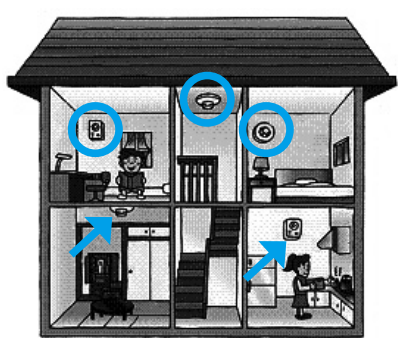
▽階段

火災の煙がまっ先に集まりやすいため

■取付けることが望ましい場所(左図の矢印)

▽台所・すべての居室

火災が発生しやすい場所にも取り付けることでさらに効果的です。



悪質な訪問販売に

注意ください

近年、県内では火災警報器の悪質な訪問販売が数件発生しています。皆さんも不適正な価格、強引な販売などを行う業者に注意してください。

火災警報器はクーリングオフ制度の対象です。購入後、一定期間内であれば、買戻し請求をすることができます。

なお、消防署員が訪問販売などを行ったり、業者に販売を委託することはありません。不審と感じたら、但馬生活科学センターへ相談ください。



▽但馬生活科学センター
(県立但馬文教府内)
☎ 23-10999

▽火災警報器に関する
相談・質問は
豊岡市消防本部予防課
☎ 24-11119
Fax 24-21119